

綾瀬市情報化推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市情報化推進委員会の設置、運営等に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 情報通信技術の急激な発展や普及に対応し、本市が推進すべき情報化施策を総合的かつ体系的に推進するため、綾瀬市情報化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政情報化の推進に関する事項
- (2) 地域情報化の推進に関する事項
- (3) 情報化施策の進行管理及び施策評価に関する事項
- (4) 情報システムの構築及び運用管理に関する事項
- (5) その他情報化推進について必要と認められる事項

(組織)

第4条 委員会は、委員長及び副委員長並びに委員をもって構成する。

2 委員長は、情報政策主管課長をもって充てる。

3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

4 委員は、市長室、部及び消防本部の長の庶務担当課長並びに議会事務局の次長をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要に応じて、委員以外の者に対し会議に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、情報政策主管課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。